

目次

○	刑法（明治四十年法律第四十五号）	1
○	刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）	3
○	少年法（昭和二十三年法律第六十八号）	4
○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	5
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）	10
○	刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十四号）	13
○	職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）	14
○	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）	15
○	建設業法（昭和二十四年法律第百号）	16
○	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	17
○	酒税法（昭和二十八年法律第六号）	19
○	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）	21
○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第三十七号）	22
○	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）	24
○	成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）	26
○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）	28
○	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）	29
○	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）	30
○	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	32
○	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）	34
○	著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）	36
○	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	38
○	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	40
○	信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）	41

○	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）	43
○	電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）	45
○	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	47
○	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）	50
○	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）	55
○	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）	56
○	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	58

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 刑法(明治四十年法律第四十五号)

改正案	現行
<p>刑法 目次 第一編 (略) 第二編 罪 第一章 第二十六章 (略) 第二十七章 傷害の罪(第二百四条―第二百八条の二) 第二十八章 第四十章 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>刑法 目次 第一編 (略) 第二編 罪 第一章 第二十六章 (略) 第二十七章 傷害の罪(第二百四条―第二百八条の三) 第二十八章 第四十章 (略)</p> <p>(危険運転致死傷)</p> <p>第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を死傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の<u>人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に</u></p>

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

(削る)

無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは

情状により、その刑を免除することができる。

改正案	現行
<p>第三百十六條の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第 号）第四條、第五條又は第六條第三項若しくは第四項の罪</p> <p>五 第一号から第三号までに掲げる罪の未遂罪</p> <p>②・③ （略）</p>	<p>第三百十六條の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 前三号に掲げる罪の未遂罪</p> <p>②・③ （略）</p>

改正案	現行
<p>（被害者等による少年審判の傍聴） 第二十二条の四 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年（十二歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年を除く。次項において同じ。）に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いずれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第 号）第四条、第五条又は第六条第三項若しくは第四項の罪</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（被害者等による少年審判の傍聴） 第二十二条の四 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年（十二歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年を除く。次項において同じ。）に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いずれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。</p> <p>五 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者</p> <p>五の二 九 （略）</p> <p>九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自</p>	<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。</p> <p>五 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者</p> <p>五の二 九 （略）</p> <p>九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪によ</p>

動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条若

しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの

十、十四（略）

2（略）

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一、四（略）

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三、十（略）
（出国命令）

り懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの

十、十四（略）

2（略）

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一、四（略）

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三、十（略）
（出国命令）

第二十四条の三 第二十四条第二号の三、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一・二 （略）

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車^の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四・五 （略）

（在留資格に係る許可）

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在

第二十四条の三 第二十四条第二号の三、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一・二 （略）

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四・五 （略）

（在留資格に係る許可）

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在

留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 三 (略)

四 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車(運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2 4 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 六 (略)

七 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処

留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 三 (略)

四 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2 4 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 六 (略)

七 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処

罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2
5
八・九（略）
（略）

罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2
5
八・九（略）
（略）

改正案	現行
<p>（免許の拒否等） 第九十条（略）</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車等の運転に関し自動車^イの運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条から第四条までの罪に当たる行為をした者</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車^イの運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第 二条から第四条までの罪に当たるものをした者</p> <p>3 14（略） （技能検定員） 第九十九条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者 イハ（略）</p> <p>ニ 自動車等の運転に関し自動車^イの運転により人を</p>	<p>（免許の拒否等） 第九十条（略）</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をした者</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをした者</p> <p>3 14（略） （技能検定員） 第九十九条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者 イハ（略）</p> <p>ニ 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若し</p>

死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪（第一百七条の四第四号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ（略）

5・6（略）

（免許の取消し、停止等）

第三百三条（略）

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一（略）

二 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をしたとき。

三・四（略）

五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるものをしたとき。

3（略）

（自動車等の運転禁止等）

第一百七条の五（略）

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号

くは第二百十一条第二項の罪又はこの法律に規定する罪（第一百七条の四第四号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ（略）

5・6（略）

（免許の取消し、停止等）

第三百三条（略）

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一（略）

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三・四（略）

五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをしたとき。

3（略）

（自動車等の運転禁止等）

第一百七条の五（略）

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号

のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 (略)

二 自動車等の運転に関し自動車^の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をしたとき。

三・四 (略)

3 11 (略)

(指定講習機関)

第百八条の四 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し自動車^の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 (略)

4 (略)

のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 (略)

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三・四 (略)

3 11 (略)

(指定講習機関)

第百八条の四 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 (略)

4 (略)

○ 刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十四号）

改正案	現行
<p>附則 （道路交通法の一部改正に伴う経過措置） 第五条 この法律の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関しこの法律による改正前の刑法第二百十一条第一項（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第 号）附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号二及び第百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪、刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十四号）による改正前の刑法第二百十一条第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）とする。」とする。</p>	<p>附則 （道路交通法の一部改正に伴う経過措置） 第五条 この法律の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関しこの法律による改正前の刑法第二百十一条第一項（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する前条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号二及び第百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第二百十一条第二項」とあるのは、「第二百十一条第二項の罪、刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十四号）による改正前の刑法第二百十一条第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）とする。」とする。</p>

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二（五）（略）</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二（五）（略）</p>

○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由） 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条 第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 六（略）</p>	<p>（許可の欠格事由） 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条 第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 六（略）</p>

改正案	現行
<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>九（十一）（略）</p>	<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>九（十一）（略）</p>

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>（執行役員の資格） 第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることのできない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手</p>	<p>（執行役員の資格） 第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることのできない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手</p>

続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

改正案	現行
<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二百二十二条第六号（禁止行為）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二条第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八条第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。</p>	<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二百二十二条第六号（禁止行為）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二条第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八条第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。</p>

。以下同じ。）若しくは第五十六条（同法第五十条
第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る
。）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規
定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及
び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（
明治四十年法律第四十五号）第二百四条（傷害）、
第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第
二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二
十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の
罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五
年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の
刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなつた日から三年を経過するまでの者
である場合

八〇十二（略）

。以下同じ。）若しくは第五十六条（同法第五十条
第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る
。）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規
定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及
び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（
明治四十年法律第四十五号）第二百四条（傷害）、
第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第
二百八条の三（凶器準備集合及び結集）、第二百二
十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の
罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五
年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の
刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなつた日から三年を経過するまでの者
である場合

八〇十二（略）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）

改正案	現行
<p>（在宅就業支援団体） 第七十四条の三（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者のある法人</p> <p>4 22 （略）</p>	<p>（在宅就業支援団体） 第七十四条の三（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者のある法人</p> <p>4 22 （略）</p>

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

改正案	現行
<p>（一般廃棄物処理業） 第七条（略） 2 4 （略） 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 三 （略） 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ・ロ （略） ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰ニ關スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ニ 又 （略）</p>	<p>（一般廃棄物処理業） 第七条（略） 2 4 （略） 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 三 （略） 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ・ロ （略） ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰ニ關スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ニ 又 （略）</p>

6
5
16

(略)

6
5
16

(略)

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ （略）</p>

(許可の欠格事由)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 六 (略)

(許可の欠格事由)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 六 (略)

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいずれかをするをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第百二十条（逮捕及び監禁）、第百三十四条（威力業務妨害）、第百三十四條の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第百</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいずれかをするをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第百八条の三（凶器準備集合及び結集）、第百二十条（逮捕及び監禁）、第百三十四条（威力業務妨害）、第百三十四條の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第百</p>

2
↳ 二 六十一条 (器物損壊等) に規定する行為
↳ 十一 (略)
4 (略)

2
↳ 二 六十一条 (器物損壊等) に規定する行為
↳ 十一 (略)
4 (略)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二（略）</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことに より、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二（六）（略）</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことに より、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二（六）（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五条第一項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>ニ 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことに</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五条第一項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>ニ 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことに</p>

ホ・ヘ (略)
より、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ・ヘ (略)
より、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七條第一号ハにおいて同じ。）に違反したことに より、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百 百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二 、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若し くは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律 第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処 せられ、その執行を終わった日又はその執行を受け ることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第四十七條 第四十五條の規定にかかわらず、次のい れかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四條第 一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者が あるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の</p>	<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七條第一号ハにおいて同じ。）に違反したことに より、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百 百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の三 、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若し くは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律 第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処 せられ、その執行を終わった日又はその執行を受け ることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第四十七條 第四十五條の規定にかかわらず、次のい れかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四條第 一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者が あるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の</p>

防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二
二
六
六
(略)

防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二
二
六
六
(略)

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

改正案	現行
<p>（取締役の資格） 第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 い。 一～四 （略） 五 この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十</p>	<p>（取締役の資格） 第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 い。 一～四 （略） 五 この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十</p>

九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四号の罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2

六(十) (略)

九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四号の罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2

六(十) (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 一 二（略）</p> <p>ホ この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 一 二（略）</p> <p>ホ この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>

2 六
(略) (略)

2 六
(略) (略)

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

改正案	現行
<p>（振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 七 （略）</p>	<p>（振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 七 （略）</p>

2

(略)

2

(略)

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

改正案	現行
<p>（許可の基準） 第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ）又 （略）</p> <p>（略）</p> <p>2</p>	<p>（許可の基準） 第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ）又 （略）</p> <p>（略）</p> <p>2</p>

改正案	現行
<p>（免許の基準） 第五条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ（ト）（略）</p> <p>チ 第六号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六</p>	<p>（免許の基準） 第五条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ（ト）（略）</p> <p>チ 第六号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六</p>

3
3
8
8
(略)
九・十 (略)
条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

3
3
8
8
(略)
九・十 (略)
条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）

改正案	現行
<p>2 第二百三十三条（略）</p> <p>38 内閣総理大臣は、第二百三十条第二項の登録を受けた特例旧特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>イ 次のイ又はロに該当することとなったとき。</p> <p>ロ 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある特例旧特定目的会社</p> <p>(1) (4)（略）</p> <p>(5) 第二百三十条からこの条まで若しくは次条、新資産流動化法、金融商品取引法、会社法、中間法人法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十</p>	<p>2 第二百三十三条（略）</p> <p>38 内閣総理大臣は、第二百三十条第二項の登録を受けた特例旧特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>イ 次のイ又はロに該当することとなったとき。</p> <p>ロ 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある特例旧特定目的会社</p> <p>(1) (4)（略）</p> <p>(5) 第二百三十条からこの条まで若しくは次条、新資産流動化法、金融商品取引法、会社法、中間法人法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十</p>

条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産
処理手続の承認援助に関する法律第六十五条、
第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の
罪、破産法第二百六十五条、第二百六十六条、
第二百六十八条から第二百七十二条まで若しく
は第二百七十四条の罪、刑法第二百四条、第二
百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二十
二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行
為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員に
よる不当な行為の防止等に関する法律第四十六
条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係
る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯
し、罰金の刑（これに相当する外国の法令によ
る刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終
わり、又はその刑の執行を受けることがなくな
った日から三年を経過しない者

40
（二）
48
三（6）
（略）
（略）
（略）

条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産
処理手続の承認援助に関する法律第六十五条、
第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の
罪、破産法第二百六十五条、第二百六十六条、
第二百六十八条から第二百七十二条まで若しく
は第二百七十四条の罪、刑法第二百四条、第二
百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二十
二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行
為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員に
よる不当な行為の防止等に関する法律第四十六
条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係
る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯
し、罰金の刑（これに相当する外国の法令によ
る刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終
わり、又はその刑の執行を受けることがなくな
った日から三年を経過しない者

40
（二）
48
三（6）
（略）
（略）
（略）

改正案	現行
<p>（電子債権記録業を営む者の指定） 第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 七 （略）</p>	<p>（電子債権記録業を営む者の指定） 第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 七 （略）</p>

2

(略)

2

(略)

改正案	現行
<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許を してはならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>三の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第十八条第一項第五号の二及び第五十二条第七号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>四 九 （略）</p> <p>2 （取引主任者の登録）</p>	<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許を してはならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>三の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第十八条第一項第五号の二及び第五十二条第七号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>四 九 （略）</p> <p>2 （取引主任者の登録）</p>

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 四の三 (略)

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 八 (略)

2 (略)

(指定の基準)

第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 六 (略)

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のあるこ

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 四の三 (略)

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 八 (略)

2 (略)

(指定の基準)

第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 六 (略)

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のあるこ

と。

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日から五
年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の
防止等に関する法律の規定に違反したことにより
、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条
、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二
百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する
法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せら
れ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ (略)

と。

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日から五
年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の
防止等に関する法律の規定に違反したことにより
、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条
、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二
百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する
法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せら
れ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ (略)

改正案	現行
<p>（承認の要件）</p> <p>第七条の五 税関長は、第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。</p> <p>一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項（都道府県暴力追放運動推進センター）及び第三十二条の十一第一項（報告及び立入り）の規定を除く。以下同じ。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の二第一項（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。</p> <p>ニ・三 （略）</p>	<p>（承認の要件）</p> <p>第七条の五 税関長は、第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。</p> <p>一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項（都道府県暴力追放運動推進センター）及び第三十二条の十一第一項（報告及び立入り）の規定を除く。以下同じ。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の三第一項（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。</p> <p>ニ・三 （略）</p>

(許可の要件)

第四十三条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する
場合においては、前条第一項の許可をしないことがで
きる。

一・二 (略)

三 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁
錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又
は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過
していない場合

四 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に關
する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷
害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行
)、第二百八条の二第一項(凶器準備集合及び結集
)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法
律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行
を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過していない場合

五 十 (略)

(承認の要件)

第六十三条の四 税関長は、第六十三条の二第一項(保
税運送の特例)の承認をしようとするときは、次に掲
げる基準に適合するかどうかを審査しなければなら
ない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当し
ないこと。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違

(許可の要件)

第四十三条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する
場合においては、前条第一項の許可をしないことがで
きる。

一・二 (略)

三 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁
錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又
は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過
していない場合

四 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に關
する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷
害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行
)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集
)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法
律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行
を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過していない場合

五 十 (略)

(承認の要件)

第六十三条の四 税関長は、第六十三条の二第一項(保
税運送の特例)の承認をしようとするときは、次に掲
げる基準に適合するかどうかを審査しなければなら
ない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当し
ないこと。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違

反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過していない者であること。

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律の規定に違反し、又は刑法第二百四条（傷害）
、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）
、第二百八条の二第一項（凶器準備集合及び結集）
、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十
七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関す
る法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑
の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
つた日から二年を経過していない者であること。

ホクチ（略）

二・三（略）

（承認の要件）

第六十七条の六 税関長は、第六十七条の三第一項第一
号（輸出申告の特例）の承認をしようとするときは、
次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければ
ならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当し
ないこと。

イウハ（略）

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律の規定に違反し、又は刑法第二百四条（傷害）
、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）
、第二百八条の二第一項（凶器準備集合及び結集）
、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十
七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関す

反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過していない者であること。

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律の規定に違反し、又は刑法第二百四条（傷害）
、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）
、第二百八条の三第一項（凶器準備集合及び結集）
、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十
七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関す
る法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑
の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
つた日から二年を経過していない者であること。

ホクチ（略）

二・三（略）

（承認の要件）

第六十七条の六 税関長は、第六十七条の三第一項第一
号（輸出申告の特例）の承認をしようとするときは、
次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければ
ならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当し
ないこと。

イウハ（略）

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律の規定に違反し、又は刑法第二百四条（傷害）
、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）
、第二百八条の三第一項（凶器準備集合及び結集）
、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十
七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関す

る法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ホクチ (略)

二・三 (略)

(製造者の認定)

第六十七条の十三 (略)

2 (略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の二第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ホクチ (略)

二・三 (略)

4 (略)

(通関業者の認定)

第七十九条 (略)

2 (略)

る法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ホクチ (略)

二・三 (略)

(製造者の認定)

第六十七条の十三 (略)

2 (略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ホクチ (略)

二・三 (略)

4 (略)

(通関業者の認定)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 二 (略)

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四十四条(傷害)

、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)

、第二百八条の二第一項(凶器準備集合及び結集)

、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七

七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

った日から二年を経過していない者であること。

へ 二 (略)

ヘ 三 (略)

4・5 (略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 二 (略)

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四十四条(傷害)

、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)

、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)

、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七

七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

った日から二年を経過していない者であること。

へ 二 (略)

ヘ 三 (略)

4・5 (略)

改正案	現行
<p>第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ロ この法律の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ハ・ニ (略)</p>	<p>第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ロ この法律の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ハ・ニ (略)</p>

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）

改正案	現行
<p>（許可の基準） 第六条（略）</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ニ 前号に規定する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった</p>	<p>（許可の基準） 第六条（略）</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ニ 前号に規定する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった</p>

五
ホ・へ (略)
(略)
日から三年を経過しない者

五
ホ・へ (略)
(略)
日から三年を経過しない者

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したこ</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したこ</p>

二〇六 (略)

とにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなった日から五
年を経過しない者
ハ・ニ (略)

二〇六 (略)

とにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなった日から五
年を経過しない者
ハ・ニ (略)